

令和7年度 滋賀県実習指導者講習会開催事業実施要綱

1 目的

看護師等養成所（保健師、助産師、看護師、准看護師養成所）の実習施設における実習指導担当者および将来これらの施設の実習指導者となる予定の者に対して、看護教育における実習の意義および実習指導者としての役割を理解させ、効果的な指導ができるよう必要な知識、技術を修得させることを目的とする。

2 事業内容

（１）「都道府県保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱」（平成27年1月6日付け医政発0106第2号厚生労働省医政局長通知）に基づく講習会の開催

①実習指導者講習会

対象者：主に病院勤務者等
講習期間：計8週間（180時間）
受講予定人員：65名

②特定分野における実習指導者講習会

対象者：病院以外の勤務者等
講習期間：計39時間以上
受講予定人員：15名

（２）フォローアップ研修開催

対象者：前年度までの研修修了者

（３）講習会の運営業務全般

（４）受講者に対する指導・相談業務

（５）成績の評価・管理

（６）講習録の作成

3 受講資格

（１）看護師等養成所（保健師、助産師、看護師、准看護師養成所）の実習施設における実習指導担当者および将来これらの施設の実習指導者となる予定の者

（２）保健師、助産師、または看護師として、概ね5年以上の勤務経験を有する者

（３）講習期間中、業務上および健康上支障なく講習に専念できる者

4 実施主体 滋賀県

5 事業の委託 本事業は、公益社団法人滋賀県看護協会に委託して実施する。

6 経費について

受講生の受講料は、43,000円とする（2（1）①実習指導者講習会に限る）。

その他の講習会受講に要する個人的費用（図書費、研究費、食費、交通費等）は受講生の負担とする。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の事業に適用する。